

芽室町制限付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町が発注する建設工事の請負契約及び建設工事に係る設計業務委託契約を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加する者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象案件)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事、事業及び設計業務委託（以下「対象案件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額が5,000万円以上の建設工事、設計・施工一括発注事業、建設工事に係る設計業務委託
- (2) 契約に関する規程（昭和39年訓令第1号。以下「契約規程」という。）第2条の規定により設置する契約審査会（以下「契約審査会」という。）が必要と認めた工事及び事業及び設計業務委託

2 町長は、制限付一般競争入札により難いと認めたときは、前項の規定にかかわらず、対象工事としないことができるものとする。

(入札の公告)

第3条 町長は、制限付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、芽室町財務規則（平成7年規則第29号）第86条及び第88条第1項等の規定に基づき、次の各号を公告するものとする。

- (1) 競争入札に付する事項（工事名、工事場所、工期、工事の概要、事業名、事業場所、事業期間、事業の概要、委託名、委託場所、期間、委託の概要等）
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び期間に関する事項
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 予定価格に関する事項
- (7) 入札に参加するものに必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (8) 最低制限価格を設けたときはその旨
- (9) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を経たときに本契約をす
る旨
- (10) 契約書の作成の要旨
- (11) 契約規程第8条第1項の審査申請書の提出期間、場所等

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加できる者は、対象案件に応じて次の各号の要件に該当するものとする。

(1) 共通事項

- ア 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成8年訓令第3号）第2条第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- イ 共同企業体及びコンソーシアム（以下「共同企業体等」という。）の場合にあっては、アのほか、別に定める共同企業体等としての要件も満たしていること。なお、共同企業体等として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

(2) 工事及び事業

- ア 工事を行う者は契約に関する規定第11条に基づき格付されている事業者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- ウ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
- エ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
- オ アからエに掲げるもののほか、町長が対象案件ごとに定める要件を満たしていること。

(3) 設計業務委託

- ア 主任技術者及び業務処理責任者を配置できること。
- イ アに掲げるもののほか、町長が対象案件ごとに定める要件を満たしていること。

（入札の参加資格の決定）

第5条 町長は、前条の規定に基づき対象案件ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ契約規程第2条に規定する契約審査会の審議を経るものとする。

（入札の参加申請）

第6条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、公告の定めるところにより、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に契約規程第8条第2項に規定する書類を添付するほか、次の各号に掲げる書類を添付のうえ提出するものとする。

- (1) 配置予定技術者調書
- (2) その他必要と認める書類

（入札参加資格の審査）

第7条 町長は、申請書に基づき資格の審査をしたときは、その結果を制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者（以下「非資

格者」という。) に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して5日(芽室町の休日を定める条例(平成3年条例第1号)に規定する休日を含まない。) 以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、町長に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

4 町長は、前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非資格者に対し別記第3号様式により回答するものとする。

5 町長は、非資格者に入札参加資格があると認めたときは、前項の回答と併せ、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

6 町長は、前項の通知を行うに当たっては、契約審査会の審査を経てこれを行うものとする。

(入札参加資格の取消し)

第8条 町長は、前条第1項の規定に基づく通知の後に、入札参加資格者が第4条各号に掲げる要件に該当しないと認めたとき並びに申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

(設計図書の閲覧等)

第9条 対象案件に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日(休日を除く。)までの間、町長が指定する場所において閲覧に供する。

2 入札に参加しようとする者は、設計図書等の内容について質問がある場合は、公告において町長が指定する日までに、質疑応答書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

3 前項により質問があった場合、町長はその回答を入札日の前日までに閲覧に供するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。